

令和6年4月1日変更後

- 第9条 感染対策
- 第10条 職員の質の確保
- 第11条 虐待の防止のための措置
- 第12条 業務継続計画の策定

追記

運営規程 (訪問看護・介護予防訪問看護)

よねやま訪問看護ステーション

よねやま訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 要支援者又は要介護者等に対し、適正な訪問看護・介護予防訪問看護を提供し生活の質の向上に資するため、在宅サービスの推進を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の実施する訪問看護・介護予防訪問看護の従事者は、要支援者又は要介護者等の心身の特性を踏まえ、居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図る。

2. 訪問看護・介護予防訪問看護の実施にあたっては、介護保険法の基本理念に基づき、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に勤めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 よねやま訪問看護ステーション
- (2) 所在地 柏崎市大字茨目字二ツ池 2071番地1 柏崎厚生病院内
- (3) 電 話 0257(22)0111

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所は管理者及び従業者を次の通り配置し、職務の内容を次のように定める。

- (1) 管理者 1名
 - ・管理者は事業所の従業員の管理及びサービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
 - 又、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 看護師又は准看護師 6名以上
- (3) 作業療法士又は理学療法士又は言語聴覚士 1名以上
 - ・看護師等は、管理者の指揮のもと主治医の指示する訪問看護・介護予防訪問看護指示書に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護計画書を作成し利用者の病状及び心身の状態に応じ、適切な訪問看護を行いその結果につ

- いて、訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成する。
- ・看護師等は訪問看護・介護予防訪問看護計画（以下「計画」）の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 土曜日及び日曜日、国民の祝日、年末年始を除く日とする。
- (2) 営業時間 平日 午前8時30分～午後5時
- (3) ただし上記以外に携帯電話により24時間連絡体制をとり、必要により訪問看護を行うものとする。

(訪問看護・介護予防訪問看護の内容)

第6条 事業所の看護師等が利用者の家庭において提供するサービスの内容は、概ね次の通りとする。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 病状の観察 | (2) 褥瘡処置及び予防 |
| (3) 身体の清潔 | (4) 食事、排泄の援助 |
| (5) カテーテル等の管理 | (6) リハビリテーション |
| (7) 内服薬の管理 | (8) 生活環境の調整 |
| (9) 社会参加への援助 | (10) 介護支援 |
| (11) 福祉サービスの紹介 | (12) 主治医への連絡調整 |

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料その他の費用の額を以下のとおりする。

- (1) 訪問看護・介護予防訪問看護の利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法廷代理受領サービスの場合は、利用者から市町村が交付した「介護保険負担割合証」に記された負担割合の額の支払いを受けるものとする。
- (2) 保険対象外費用については、別表料金表により支払いを受ける。

(3) 前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対してその内容及び費用について説明を行い、同意を得るとともに、利用の支払を受ける時には費用の内訳を記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は下記の通りとする。

柏崎市、刈羽村、長岡市小国町

(感染対策)

第9条 感染対策委員会を設置し、指針の整備、研修等を行い施設における感染症の発生及び、まん延防止に努めるものとする。

- (1) 委員には、常勤する職員を充てる。
- (2) 委員はおおむね1ヶ月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 委員は従業者に対し、感染対策の教育・研修を実施する。
 - ① 定期的な教育・研修（年2回以上）を行う。
 - ② 新任職員に対する感染症対策研修を実施する。
 - ③ 外部研修の受講など必要な教育・研修を実施する。
 - ④ 感染発生時の対応訓練（年1回以上）を行う。
- (4) その他必要な感染防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の質の確保)

第10条 事業者は施設職員に対し、資質向上のために、以下のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施。
 - (2) 施設内研修 感染対策、医療安全、虐待防止等、適宜実施。
- 2 事業者は施設職員に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果を施設職員に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
 - (3) 虐待の防止のための施設職員に対する研修を定期的に行うものとする。
 - (4) 前3号に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなけ

- ればならない。
- 2 事業者は、施設職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
 - 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント防止について)

- 第13条 事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者、利用者及びその家族が対象
 - (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努める。
 - (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

(緊急時の対応方法)

- 第14条 訪問看護・介護予防訪問看護を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じ臨時応急処置の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 正当な理由無く訪問看護・介護予防訪問看護の提供を拒まない。
- 2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。利用者の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書により得る。
 - 3. サービスの提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供開始について同意を得る。又事業所の見やすい場所にそれらを掲示する。
 - 4. サービス提供にあたり、利用者の被保険者資格、要介護認定等の有無や有効期限を確かめることとする。
 - 5. 従業者は身分を明らかにする名札を携行し、利用者又はその家族から求めがあった時はこれを提示する。
 - 6. 提供したサービスに関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項

を記載する。

7. 介護保険対象者にサービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、保険給付の額等を確認し、サービス利用表に実績を記載する。
8. 利用者の病状、事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し自ら適切なサービスを提供することが困難と認めた場合は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡、適當な他の訪問看護・介護予防訪問看護事業者の紹介、その他必要な措置を速やかに講じる。
9. 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。
10. 提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理窓口を事業所に設置し、事業所の見やすい場所に苦情処理体制について掲示する。
11. 訪問看護・介護予防訪問看護の事業の合計とその他の事業の合計を区分する。
12. 訪問看護・介護予防訪問看護事業の諸記録として従業者、設備、備品、及び会計に関するものがあり、それらを整備しておく。又その完結の日から5年間保存することとする。

(暴力団排除に関する規定)

第16条 事業所は新潟県暴力団排除条例に規定する基本理念にのっとり、暴力団を恐れない、資金を提供しない、利用しないなどの、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除する。

付則

(施行期日)

この規程は平成8年6月1日から施行する。

| | | | | | | | |
|----|----------|----|----|----|-------|-----|----|
| 改定 | 平成12年 | 4月 | 1日 | 改定 | 平成26年 | 4月 | 1日 |
| 改定 | 平成13年 | 1月 | 1日 | 改定 | 平成27年 | 4月 | 1日 |
| 改定 | 平成14年10月 | 1日 | | 改定 | 平成28年 | 6月 | 1日 |
| 改定 | 平成15年 | 4月 | 1日 | 改定 | 平成30年 | 3月 | 1日 |
| 改定 | 平成17年 | 4月 | 1日 | 改定 | 平成30年 | 4月 | 1日 |
| 改定 | 平成17年 | 5月 | 1日 | 改定 | 令和元年 | 10月 | 1日 |
| 改定 | 平成18年 | 4月 | 1日 | 改定 | 令和3年 | 4月 | 1日 |
| 改定 | 平成21年 | 4月 | 1日 | 改定 | 令和6年 | 4月 | 1日 |
| 改正 | 平成22年 | 8月 | 1日 | | | | |

改定 平成24年 4月 1日

改定 平成25年 4月 1日